

市議第10号

各務原市下水道条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び各務原市議会会議規則（昭和46年議会規則第1号）第14条の規定により提出します。

令和3年11月26日提出

提案者	各務原市議会議員	杉山元則
賛成者	〃	古川明美
賛成者	〃	永冶明子
賛成者	〃	波多野こうめ

提案理由

公共下水道の使用料の額を据え置くため、この条例を定めようとする。

各務原市議会議長 川嶋一生様

各務原市下水道条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

各務原市下水道条例の一部を改正する条例（平成30年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条を削り、第1条の条名を削る。

附則第1項を次のように改める。

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附則第2項中「第1条の規定による」を削り、「同条の規定」を「この条例」に改める。

附則第3項中「第1条の規定」を「この条例」に改め、「同条の規定による」を削り、「同条の規定の」を「この条例の」に改め、「。附則第5項において同じ」を削る。

附則第4項及び第5項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。